

財務情報に係る各科目の平易な説明

学校法人宮崎学園

◆資金収支計算書

【収入の部】	
科 目	備 考
学生生徒等納付金収入	学生生徒等が在学又は入学を条件として、所定の額を義務的かつ一律に納付するもの。授業料、入学金、実験実習料、施設設備資金など。
手数料収入	入学検定料、試験料、各種証明書(在学証明書、成績証明書等)の発行手数料。
寄付金収入	特別寄付金(用途指定のある寄附)と一般寄付金(用途指定のない寄附)による収入。土地、建物、物品等の現物寄付は除く。
補助金収入	国、地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される補助金。日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
資産売却収入	施設、設備、有価証券等の売却の際に発生する収入。固定資産に含まれない物品の売却収益は除く。
付随事業・収益事業収入	学校法人に付随する事業(食堂、売店、購買部等)による収入。
受取利息・配当金収入	預金等の利息および配当金等による収入。
雑収入	その他、法人に帰属する収入で、上記の各収入に含まれない収入。
借入金等収入	金融機関等から借り入れた資金。
前受金収入	翌年度入学の学生・生徒等に係る学生生徒等納付金その他の前受けによる収入。
その他の収入	基本金取り崩し、前会計年度末における未収入金、預り金などの当該年度における収入。
資金収入調整勘定	期末未収入金(当年度末までに納入されなかった授業料及びその他の金額)及び前期末前受金(前年度決算時に前受金処理された金額)を調整するための科目。
前年度繰越支払資金	前年度から繰り越された現金と預金の総額。
【支出の部】	
科 目	備 考
人件費支出	教職員等に支給する人件費。教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職金など。
教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費。
管理経費支出	学生生徒等を募集するために支出する経費など教育研究活動以外に要する経費。
借入金等利息支出	借入金等に係る利息の支出。
借入金等返済支出	借入金等元本の返済の支出。
施設関係支出	土地、建物、構築物など固定資産の取得のための支出。
設備関係支出	教育研究機器備品、管理用機器備品、図書、車両、ソフトウェアなど設備・備品の取得のための支出
資産運用支出	有価証券の購入や基本金繰入など資産運用目的による支出。
その他の支出	前期末未払金支出、預り金支出、前払い金支出など、上記以外の支出
資金支出調整勘定	前期末前払金(前年度決算時に前払金処理された金額)及び期末未払金(当年度に支払うべき代金が支出されず、年度を越えた場合等の金額)を調整するための科目。
翌年度繰越支払資金	翌年度へ繰り越される当年度末の現金と預金の総額。

◆事業活動収支計算書

科 目		備 考	
事業活動収入の部	学生生徒等納付金	資金収支計算書と同じ。	
	手数料	資金収支計算書と同じ。	
	寄付金	施設設備に関する寄附以外の寄附金。	
	経常費補助金	国や県などから交付される補助金のうち、施設設備補助金を除く補助金による収入	
	付随事業収入	学校法人に付随する事業(食堂、売店、購買部等)による収入。収益事業収入を除く。	
	雑収入	資金収支計算書と同じ。	
	教育活動収入計		
	事業活動支出の部	人件費	資金収支計算書の金額に退職給与引当金繰入額を含んだ額。
		教育研究経費	資金収支計算書の金額に減価償却額を含んだ額。
		管理経費	資金収支計算書の金額に減価償却額を含んだ額。
徴収不能額等		徴収不能額(未収金のうち、回収できないと判断した額)または徴収不能引当金繰入額(徴収不能見込額をあらかじめ費用計上した額)。	
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動収入の部	受取利息・配当金	資金収支計算書と同じ。	
	その他の教育活動外収入		
	教育活動外収入計		
	教育活動支出の部	借入金等利息	資金収支計算書と同じ。
		その他の教育活動外支出	
教育活動外支出計			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
特別収入の部	資産売却差額	資産売却収入金額が当該資産の帳簿残高を超える場合、その超過額。	
	その他の特別収入	施設設備寄付金、現物寄付、施設設備補助金、過年度修正額(前年度以前の修正額)など。	
	特別収入計		
	特別支出の部	資産処分差額	資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額。除去損又は廃棄損を含む。
		その他の特別支出	退職引当金特別繰入額や過年度修正額(前年度以前の修正額)など。
特別支出計			
特別収支差額			
基本金組入前当年度収支差額		事業活動収入から事業活動支出を控除した額。	
基本金組入額		学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものの額(学校法人会計基準第29条) ※校舎・備品等の取得額。	
当年度収支差額		基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した額。	
前年度繰越収支差額		前年度からの繰越収支差額。	
基本金取崩額		有する必要のなくなった基本金の取り崩し額(校舎取り崩し等)。	
翌年度繰越収支差額		前年度からの繰越収支差額に当年度収支差額を加えた、翌年度に繰り越す収支差額。	
(参考)			
事業活動収入		学校法人に帰属する全ての収入。	
事業活動支出		人件費・教育研究・管理運営等の事業活動の支出。基本金組入額を含まない。	

◆貸借対照表

科 目		備 考
固定資産		長期的に保有する資産で、有形固定資産(土地、建物、構築物、教育研究機器備品・図書等)、特定資産(基本金)、その他の固定資産(借地権、電話加入権、施設利用権、ソフトウェア、有価証券等)がある。
流動資産		資産のうち、1年以内に現金化、費用化できるもの。現金預金、未収入金など。
固定負債		返済期限が1年以上である長期借入金、1年以上先に支払われる予定の退職給与引当金などの負債。
流動負債		返済期限が1年以内に到来する短期借入金等の負債。
基本金	第1号基本金:	設立当初に取得した固定資産の価額及び新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大や教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。
	第2号基本金:	将来取得する固定資産に充てるために、事前に計画的、段階的に積み立てる金銭その他の資産の額。
	第3号基本金:	奨学基金、研究基金、国際交流基金等として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額。
	第4号基本金:	恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額(将来の学校法人の不足の事態に備えて所定の運転資金(1か月分の経常経費)の留保を義務付けたもの)。
繰越収支差額		事業活動収入－事業活動支出の差額(収入または支出の超過額)。